



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日
(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の役員の住所の変更の届出（村づくり計画課） 1
- 非農用地区域内に換地する土地の指定（農地農村整備課） 1
- 民有保安林の指定の解除の予定（森林管理課） 2
- 民有保安林の指定の解除・2件（森林管理課） 3
- 基本測量の実施の通知・2件（道路管理課） 3
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 4

公 告

- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 4

訓 令

- 沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令（企画調整課） 4

労働委員会事項

- 沖縄県労働委員会あっせん員候補者の告示 5

正 誤

- 令和8年3月31日付け公報号外第12号中訂正 6

告 示

沖縄県告示第181号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、糸満市喜屋武第3土地改良区から役員の住所に変更があった旨の届出があった。

令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理事、監事の別	氏名	住所	
		変更前	変更後
監事	前原信栄	那覇市字仲井真318番地1 ザ・ブレース那覇仲井真レジデンス303	糸満市字喜屋武347番地

沖縄県告示第182号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、読谷村瀬名波地区県営土地改良事業（区画整理）において定める換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地する土地として指定した。

令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

従前の土地の表示

--	--	--	--

市町村	大字	小字	地番	地目	地積
読谷村	瀬名波	池之端原	491番	原野	858平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	拝之前原	1135番	畑	598平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	461番	畑	902平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地原	1004番	畑	330平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地原	1012番	墓地	1,439平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	429番	畑	1,442平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1304番	雑種地	1,174平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	399番	畑	1,014平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1205番	畑	1,115平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1222番	畑	938平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1317番2	雑種地	442平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	438番	畑	816平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	瀬名波原	254番	畑	309平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	295番2	畑	1,983平方メートルのうち377平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地原	996番	畑	515平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	拝之前原	1153番	雑種地	1,222平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	池之端原	408番	畑	1,462平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1206番	畑	1,213平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	大当原	1379番	畑	1,101平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	潟野原	439番	畑	355平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	鏡地折口原	1227番	畑	781平方メートルのうち284平方メートル
読谷村	瀬名波	屋之後原	312番	雑種地	1,345平方メートルのうち330平方メートル
読谷村	瀬名波	潟野原	519番	畑	1,420平方メートルのうち330平方メートル

沖縄県告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除予定保安林の所在場所 島尻郡北大東村字中野31番1・31番3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県南部林業事務所において縦覧に供する。）

沖縄県告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 中頭郡中城村字奥間宇津原439番地
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

沖縄県告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。
令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 解除に係る保安林の所在場所 宮古島市城辺字砂川与那原525番201
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため

沖縄県告示第186号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 石垣市、名護市、宮古島市、国頭村、大宜味村、東村、本部町、伊江村、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、多良間村、竹富町及び与那国町の一部
- 2 基本測量を実施する期間 令和8年4月14日から令和9年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量（数値地図25000（土地条件）の作成）

沖縄県告示第187号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、八重瀬町、多良間村、竹富町及び与那国町
- 2 基本測量を実施する期間 令和8年4月20日から令和9年3月19日まで
- 3 作業種類 基本測量（復旧測量及び基準点現況調査）

沖縄県告示第188号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄総合事務局北部国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宜野座村城原地区

- 2 公共測量を実施する期間 令和8年4月13日から同年8月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

沖縄県告示第189号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄総合事務局土地改良総合事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 多良間村字仲筋
- 2 公共測量を実施した期間 令和7年4月25日から令和8年3月27日まで
- 3 作業種類 公共測量（用地測量）

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和8年4月21日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和6年6月14日 沖縄県指令土第501号、令和6年11月18日 沖縄県指令土第817号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 八重瀬町字友寄東原87番
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 八重瀬町字富盛2834番地ネクステージやえせ401号室 神谷茂、八重瀬町字富盛2834番地ネクステージやえせ401号室 神谷梓
- 5 検査済証番号 令和8年3月31日 第5051号
- 6 工事完了年月日 令和8年2月5日

訓 令

沖縄県訓令第17号

沖縄県企業局訓令第4号

沖縄県病院事業局訓令第4号

沖縄県教育委員会教育長訓令第4号

沖縄県警察本部訓令第10号

庁	内	一	般
企		業	局
病	院	事	業
教		育	局
警	察	本	部

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月21日

沖 縄 県 知 事	玉 城 康 裕
沖 縄 県 企 業 局 長	宮 城 力
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長	本 竹 秀 光
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長	井 澤 和 生

沖縄県振興推進委員会設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県振興推進委員会設置規程（平成19年沖縄県訓令第59号・沖縄県企業局訓令第5号・沖縄県病院事業局訓令第6号・沖縄県教育委員会教育長訓令第19号・沖縄県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「保健衛生統括監」を「医療介護統括監」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月21日から施行する。

労働委員会事項

沖縄県労働委員会告示第1号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、沖縄県労働委員会あつせん員候補者を次のとおり告示する。

令和8年4月21日

沖縄県労働委員会

会長 田 島 啓 己

氏名	現職	経歴	委嘱年月日
田島啓己	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和7年12月15日
村上恵実	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和7年12月15日
戸谷義治	沖縄県労働委員会公益委員 琉球大学人文社会学部教授	琉球大学人文社会学部准教授	令和7年12月15日
與那嶺敏	沖縄県労働委員会公益委員 弁護士		令和7年12月15日
松井有美	沖縄県労働委員会公益委員 沖縄国際大学法学部准教授	沖縄国際大学法学部講師	令和7年12月15日
平良哲康	沖縄県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会沖縄県連合会事務局長	日本郵政グループ労働組合沖縄地方本部執行委員長	令和7年12月15日
森岡稔	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄県教職員組合中央執行委員長	西原町立西原東中学校教諭	令和7年12月15日
本村文代	沖縄県労働委員会労働者委員 自治労沖縄県本部那覇市職員労働組合中央執行委員・女性部長	私鉄沖縄バス労働組合執行委員	令和7年12月15日
當間錦也	沖縄県労働委員会労働者委員 沖縄電力関連産業労働組合総連合会長	沖縄電力関連産業労働組合総連合副会長	令和7年12月15日
平安名守	沖縄県労働委員会労働者委員 全駐留軍労働組合沖縄地区本部執行委員長	全駐留軍労働組合沖縄地区本部書記長	令和7年12月15日
田端一雄	沖縄県労働委員会使用者委員 一般社団法人沖縄県経営者協会専務理事	一般社団法人沖縄県経営者協会常務理事	令和7年12月15日
小井土恵美	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社近代美術代表取締役	株式会社近代美術取締役副社長	令和7年12月15日
金城欣光	沖縄県労働委員会使用者委員 沖縄バス株式会社常務取締役総務部長	沖縄バス株式会社取締役総務部長	令和7年12月15日

菊地毅	沖縄県労働委員会使用者委員 株式会社琉球銀行代表取締役専務	株式会社琉球銀行常務取締役	令和7年12月15日
本部賀代子	沖縄県労働委員会使用者委員 拓南製鐵株式会社常勤監査役	株式会社沖縄銀行人事部上席 業務役	令和7年12月15日
友利公子	沖縄県労働委員会事務局長	沖縄県出納事務局会計管理者	令和8年4月9日
古市実哉	沖縄県労働委員会事務局調整審査課長	沖縄県土木建築部用地課長	令和7年4月10日
比嘉ゆかり	沖縄県労働委員会事務局調整審査課審 査監	沖縄県保健医療介護部高齢者 介護課介護保険人材班長	令和8年4月9日

正 誤

令和8年3月31日付け公報号外第12号掲載の「沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱の一部を改正する訓令（沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
28	下から14	令和8年沖縄県規則第33号	令和8年沖縄県規則第30号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 沖縄自分史センター株式会社 〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目288番地
---	---